

平成 30 年 10 月 30 日

各 位

仙台市青葉区一番町二丁目 1 番 1 号
株式会社 仙 台 銀 行

改姓時における旧姓（ビジネスネーム）の継続使用について

株式会社仙台銀行（本店 仙台市 頭取 鈴木 隆）では、ダイバーシティ推進の一環として、婚姻等による改姓後も、職員が、旧姓をビジネスネームとして継続使用することを選択可能としましたのでお知らせいたします。

当行では、今後も職員の多様性を理解・尊重し、働きやすい職場環境や制度を整備することで企業力を高め、「人で勝負する銀行」をめざしてまいります。

記

1. 対象者 全職員（嘱託職員・パートナー職員を含む）
2. 使用範囲 名刺、身分証明書、自動印、ネームプレート等
※法令等により戸籍上の氏名を使用することが定められているもの等については、旧姓使用の対象外とします。

以 上

本件に関する問合せ先
総務部人事課 奥平・池田
電話番号 022-225-8250